

総社市告示第84号

総社市住宅災害復旧等資金利子補給要綱を次のとおり定める。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市住宅災害復旧等資金利子補給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成30年7月豪雨災害（以下「災害」という。）により住宅に被害を受けた者（以下「被災者」という。）で、かつ、住宅の復旧等に必要な資金を借り受けたものに対し、予算の範囲内において、当該資金に係る利子補給金の交付を行い、もって被災地の速やかな復興及び被災者の生活の安定に資することを目的とする。

(利子補給の対象者)

第2条 利子補給の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす被災者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 別表第1に掲げる対象者の要件を満たすこと。

(2) 居住の用に供するため、市内において住宅を建設若しくは購入又は災害により被害が生じた住宅を補修により復旧するに当たり、被災日（災害により被災者となった日をいう。以下同じ。）から起算して2年を経過する日までに、普通銀行、信用金庫、農林中央金庫等の預貯金取扱金融機関及び住宅金融支援機構（以下「金融機関」という。）から住宅の災害復旧を目的とした50万円以上の融資（以下「資金融資」という。）の貸付決定を受けること。

(3) 資金融資の償還（利子のみの償還を含む。以下同じ。）を、令和3年12月31日までに開始すること。

(利子補給金の額等)

第3条 利子補給金の交付額の算定に当たって対象となる経費及び利子補給限度額（以下「利子補給対象経費」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 利子補給金の額は、利子補給対象経費に係る毎年1月1日から12月31日までの利子額（金融機関の利率が別表第2に定める利子補給率を超える場合は、別表第2に定める利子補給率を利率として算定し、1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

3 利子補給金の交付対象期間は、償還の開始の日から起算して10年間とする。ただし、10年以内に償還が終了する場合は最終償還日までとする。

(利子補給の承認申請)

第4条 利子補給を受けようとする者は、被災日から起算して2年を経過する日までに利子補給金交付承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、利子補給の適否を決定し、利子補給金交付承認（不承認）通知書により申請者に通知するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第5条 前条第2項の規定による承認を受けた者（以下「受給者」という。）は、利子補給金の交付を受けようとするときは、利子補給金交付申請書を、当該交付を受けようとする利子補給金の対象期間の属する年の翌年1月末日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、適正であると認めたときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、利子補給金交付決定（交付額確定）通知書により受給者に通知するものとする。

(利子補給金の交付)

第6条 前条第2項の規定による交付決定を受けた者は、速やかに利子補給金請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、内容を審査の上、適正であると認めたときは、速やかに当該利子補給金を交付するものとする。

(受給者の報告義務)

第7条 受給者は、氏名、住所及び連絡先の変更があったときは、速やかにその旨を市長に報告しなけ

ればならない。

2 受給者が死亡したときは、その相続人又は親族は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(報告、調査及び指示)

第8条 市長は、利子補給金の交付に関し必要があると認めるときは、受給者に対し報告を求め、当該住宅に係る帳簿、書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

(利子補給の取り消し等)

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、その決定を取り消すとともに、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 利子補給金の交付の対象となった資金融資をその目的以外の用途に使用したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は利子補給金の交付に関し不正な行為があったとき。

(3) その他不正な事実があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に利子補給の対象者であって、令和2年1月31日までに第4条第2項の規定による承認を受けたものに係る、平成30年を対象期間とする利子補給金の交付申請については、第5条第1項中「当該交付を受けようとする利子補給金の対象期間の属する年の翌年1月末日までに、」とあるのは「速やかに」と読み替えて適用する。

別表第1（第2条関係）

区分	住宅の建設，新築住宅の購入 又は中古住宅の購入	住宅の補修
対象者の要件	災害の際，自ら居住していた住宅又は自己の所有する住宅が全壊し，大規模半壊し又は半壊した者	災害の際，自ら居住していた住宅又は自己の所有する住宅に被害が生じた者

別表第2（第3条関係）

利子補給対象経費（金額は利子補給限度額）			利子補給率						
(1) 住宅の建設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資金</th> <th>土地取得資金</th> <th>整地資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,500 千円</td> <td>9,700 千円</td> <td>4,400 千円</td> </tr> </tbody> </table> ※被災親族同居（利子補給の対象者と，別世帯の被災した親族とが新たに建設等する住宅に同居する場合をいう。以下同じ。）で，金融機関が融資額を加算した場合は，限度額に6,300千円を加算する。 ※土地取得のみを目的とした資金融資は利子補給の対象から除く。			建設資金	土地取得資金	整地資金	16,500 千円	9,700 千円	4,400 千円	年 0.63 パーセント（複数の年利の資金融資を受けている場合は，年利の低い順に利子補給の対象とする。）
建設資金	土地取得資金	整地資金							
16,500 千円	9,700 千円	4,400 千円							
(2) 住宅の購入 <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築住宅及び中古住宅（新築マンション及び中古マンションを含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,200 千円</td> </tr> </tbody> </table> ※被災親族同居で，金融機関が融資額を加算した場合は，限度額に6,300千円を加算する。			新築住宅及び中古住宅（新築マンション及び中古マンションを含む。）	26,200 千円					
新築住宅及び中古住宅（新築マンション及び中古マンションを含む。）									
26,200 千円									
(3) 住宅の補修 <table border="1"> <thead> <tr> <th>補修資金</th> <th>整地資金</th> <th>引方移転資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,300 千円</td> <td>4,400 千円</td> <td>4,400 千円</td> </tr> </tbody> </table> ※整地資金及び引方移転資金を合わせて融資を受ける場合は，限度額は合計で4,400千円とする。			補修資金	整地資金	引方移転資金	7,300 千円	4,400 千円	4,400 千円	
補修資金	整地資金	引方移転資金							
7,300 千円	4,400 千円	4,400 千円							
(4) 住宅の建設（リバースモーゲージ） <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資金</th> <th>土地取得資金</th> <th>整地資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21,600 千円</td> <td>9,700 千円</td> <td>4,400 千円</td> </tr> </tbody> </table> ※被災親族同居で，金融機関が融資額を加算した場合は，限度額に6,300千円を加算する。 ※土地取得のみを目的とした資金融資は利子補給の対象から除く。			建設資金	土地取得資金	整地資金	21,600 千円	9,700 千円	4,400 千円	年 2.12 パーセント（複数の年利の資金融資を受けている場合は，年利の低い順に利子補給の対象とする。）
建設資金	土地取得資金	整地資金							
21,600 千円	9,700 千円	4,400 千円							
(5) 住宅の購入（リバースモーゲージ） <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築住宅及び中古住宅（新築マンション及び中古マンションを含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31,300 千円</td> </tr> </tbody> </table> ※被災親族同居で，金融機関が融資額を加算した場合は，限度額に6,300千円を加算する。			新築住宅及び中古住宅（新築マンション及び中古マンションを含む。）	31,300 千円					
新築住宅及び中古住宅（新築マンション及び中古マンションを含む。）									
31,300 千円									
(6) 住宅の補修（リバースモーゲージ） <table border="1"> <thead> <tr> <th>補修資金</th> <th>整地資金</th> <th>引方移転資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,300 千円</td> <td>4,400 千円</td> <td>4,400 千円</td> </tr> </tbody> </table> ※整地資金及び引方移転資金を合わせて融資を受ける場合は，限度額は合計で4,400千円とする。			補修資金	整地資金	引方移転資金	7,300 千円	4,400 千円	4,400 千円	
補修資金	整地資金	引方移転資金							
7,300 千円	4,400 千円	4,400 千円							